

● 支払インボイスの要件（消費税課税事業者：一般課税の方）

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）対応について、一般課税事業者は、支払インボイスの対応が必要となります。仕入・経費・設備購入などの支払いにともなって受け取る請求書や領収書などが、インボイスの要件を満たしていない場合は、納税額が増える可能性があります、注意が必要です。

免税事業者	インボイス対応不要	
課税事業者	簡易課税	収入のみインボイス対応必要
	一般課税	収入・支出とも、インボイス対応必要

支出インボイスのインボイス要件は、以下の通りです。

- 登録番号などの必要事項を記載した、適格請求書（インボイス）の受取・保存

① 氏名 or 名称、登録番号	④ 税率ごとの税込 or 税抜金額、適用税率
② 取引年月日	⑤ 税率ごとの消費税額
③ 取引内容（軽減税率である旨）	⑥ 宛先

- 賃貸契約や保守契約などは、下記のようなお知らせ等を家主から受取ればOK

適格請求書発行事業者の登録番号等のお知らせ

下記の建物賃貸契約について、契約書とともに本書の保管をお願いいたします。

契約年月日：2020年4月1日
 物件：奈良市〇〇町1-1 101号室
 登録番号：T1234567890123
 適用税率：10%
 賃料：月110,000円（内、消費税額10,000円）

インボイス要件の一部が満たされていない場合（適用税率の記載がない、消費税額の記載がないなど）に、今後の税務調査等でどこまで厳格に運用されるかは、今のところ判断できませんので、出来る限り要件を満たしたインボイスを入手するようにして下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月26日（火）から1月3日（水）です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。